

農林水産祭の部門の見直しに関するQ & A

1. 多角化経営部門について

Q. 1-1

多角化経営部門への審査へ推薦したいのですが、どのようにすればよいですか。

A. 1-1

既に選考審査報告書等を(公財)日本農林漁業振興会へ送付済の出品財につきましては、添付の推薦書に必要事項を記載の上、(公財)日本農林漁業振興会までお送りください。

今後表彰を予定しているコンクールや品評会等の各行事につきましては、出品財の選考審査報告書等を(公財)日本農林漁業振興会にお送りいただく際に、添付の推薦書に必要事項を記載の上、同封してください。

なお、提出については原則平成29年7月31日(月)まで(必着)とします。

Q. 1-2

主催している経営関係のコンクールにおいて、農林水産大臣賞を3点授与していますが、このうち1点あるいは2点を多角化経営部門での審査に推薦したいのですが、可能でしょうか。

A. 1-2

可能です。推薦したい出品財それぞれについて、添付の推薦書に必要事項を記載し、(公財)日本農林漁業振興会までお送りください。

Q. 1－3

産物や技術・ほ場種目で農林水産大臣賞を受賞した者が、経営面で大変優れていることが補完資料を作成している際に判明したのですが、こうした方々を多角化経営部門で審査してもらうことはできますか。

A. 1－3

多角化経営部門での審査については、あくまで各地で行われているコンクールなどの行事において「経営」や「女性の活躍」の観点での審査を経た出品財が対象となります。「産物」や「技術・ほ場」種目においては、受賞者の経営や取組が優れていても多角化経営部門に推薦することができませんので、ご注意ください。

Q. 1－4

どのような取組を多角化経営部門に推薦できるのでしょうか。生産額や栽培規模など、多角化経営部門への推薦基準を示してもらうことはできますか。

A. 1－4

現在当方では、農林水産大臣賞受賞財の傾向を踏まえ、部門を越えて行われる栽培・飼育等の取組（例：水稲、みかん、肥育牛を複合的に経営）や、生産を行いつつ農林水産物の加工・販売を顕著に行っている取組（いわゆる6次産業化）を多角化経営部門で審査・表彰することを想定しておりますが、これ以外の先進的な経営やユニークな女性の活躍に関する取組などがあれば、積極的に推薦いただいて結構です。

また、各地で行われている行事への出品基準に関しては、「農林水産祭表彰要領」の別表②にお示ししています。

このうち、多角化経営部門への推薦については、経営割合や栽培規模等の基準を定めることが困難なことから、現在特段の基準を定めていません。

このため、行事の主催者において、出品財の内容に先にお

示したような顕著な実績が認められる取組であると判断されれば、多角化経営部門に推薦いただいてもかまいません。（各行事主催者からお送りいただく表彰行事終了報告書において、「複合栽培」や「6次産業化」等の取組を講評等にて評価されている行事は相当数あるものと把握しておりますので、そうした行事を推薦いただければ結構です。）

Q. 1－5

既に農産等部門の出品財として提出した出品財について、農林水産省において多角化経営部門へ変更することがありますか。

A. 1－5

これまでも、各行事から提出された出品財については、農林水産祭経営分科会において事前審査を行い、必要に応じて部門の変更を行っていたところです（多くて年数件程度）。

多角化経営部門への変更についても、同様に審査を行うこととしておりますので、その旨ご了承ください。

なお、審査により部門を変更する際には、各行事主催者に意向等を確認することとしております。本件に関する連絡がありましたら、御協力をお願いいたします。

Q. 1－6

主催している行事の規約や規程に「多角化経営部門」が入っていないのですが、「多角化経営部門」を記載しなければ、多角化経営部門で審査されないのでしょうか。

また、「多角化経営部門」に属する行事としての協議や申請は可能でしょうか。

A. 1－6

各行事の規約や規程に多角化経営部門が設定されていなくても、添付推薦資料に記載いただければ多角化経営部門で審査は可能であり、当面の間、同様の対応を継続する予定です。

す。

なお、各行事を多角化経営部門に属する行事として協議・申請いただくことは可能です。行事開催前の連絡を前提としていることから、日程の都合上平成30年度（第57回）以降の対応となりますが、通常の事前協議と同様に対応します。

2. 農産・蚕糸部門の合併について

Q. 2-1

なぜ、農産部門と蚕糸・地域特産部門が合併することになったのですか。

A. 2-1

多角化経営部門の新設に伴い、現在の農林水産祭の各部門毎に出品されている出品財の数変動することから、部門間の出品財数を調整する必要性が生じたため、今般の合併を行うこととなったものです。

なお、現在の部門構成となる前の昭和53年までは、農産部門の中に、現在の地域特産に分類される品目が含まれていたところであり、このような歴史的背景を踏まえても、今般の農産部門と蚕糸・地域特産部門は妥当なものであると考えています。

Q. 2-2

これまで農産（あるいは蚕糸・地域特産）部門の受賞として選考審査報告書等を（公財）日本農林漁業振興会へ提出しましたが、再提出や連絡する必要はありますか。

A. 2-2

農林水産祭事務局である農林水産省及び（公財）日本農林漁業振興会において対応しますので、再提出等の必要はありません。

3. その他

Q. 3－1

農産・蚕糸部門の合併及び多角化経営部門の新設を踏まえ、行事の規程を変更する場合、通常どおり事前協議が必要になるのでしょうか。

A. 3－1

農林水産祭開催要綱等の改正に伴って各行事の規程を改正する場合、単純に部門名等の変更にとどまるような改正であれば、事前協議の必要はありません。なお、農林水産大臣賞や各部局庁の長の賞の数が変更する場合や出品規程、審査規程等に変更がある場合は、個別に農林水産省または（公財）日本農林漁業振興会にお問い合わせください。